

# 特別会計の改革について

平成19年1月

# 特別会計の改革について

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）を踏まえ、全ての特別会計を対象として、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計の慣行を参考とした特別会計の情報の開示についての法制上の措置を講ずるための「特別会計に関する法律案」が、次期通常国会において、提出される予定。

## 特別会計に関する法律案の概要

一般会計と異なる取扱いを整理するため、第1章で総則を定め、第2章で各特別会計の規定を定める法律構成とし、現在31本ある特別会計法を一本化。

### 1. 特別会計の廃止及び統合

行革推進法に定められている特別会計の廃止及び統合を実施。  
（現行31特別会計→17特別会計）

### 2. 一般会計と異なる取扱いの整理

#### ①歳入歳出規定

特別会計法上の歳入歳出規定については、一般会計からの繰入れを含め、目的や用途を定めることにより明確化。

#### ②剰余金の処理

特別会計の剰余金の処理については、共通のルールとして、合理的な見積もりに基づき積み立てる金額等を除き、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる旨の規定を整備。

なお、積立金については、その必要性、必要な水準等を予算の積立金明細表において公表すべき旨の規定を整備。

#### ③特別会計内における勘定区分の設置

特別会計の統合が行われる場合に、統合後の特別会計内に設置される勘定数については、統合前に各特別会計が保有する勘定数未満とする方針に従って、各特別会計に係る規定を整備。

### 3. 特別会計に係る情報開示

各特別会計における企業会計の慣行を参考とした財務書類の作成や情報開示を義務づけ。

## 自動車関係特別会計の統合について

### 1. 統廃合について

自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計を、平成20年度に統合し、「自動車安全特別会計」として、車両安全基準の策定から事故防止・被害者救済対策までの総合的な安全対策を実施。

### 2. 勘定の設置

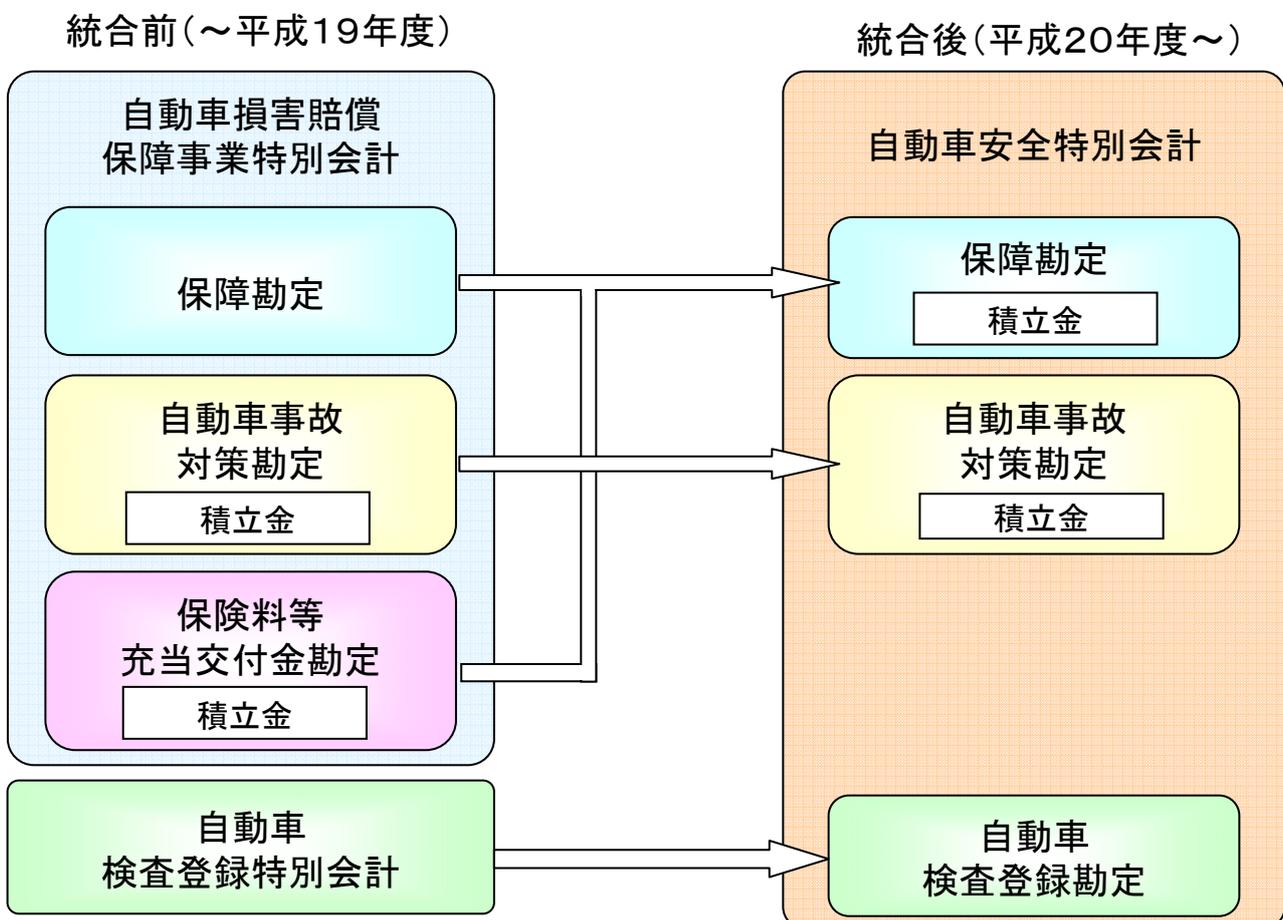
勘定区分については、現行4勘定から、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定の3勘定とする。

(保険料等充当交付金勘定で実施している再保険金等の支払い、保険料等充当交付金の交付は、保障勘定に移管。)

### 3. その他

自動車事故対策事業を安定的に実施するため、自動車事故対策勘定の積立金は、自動車安全特別会計においても引き続き設置。

(また、再保険金等の支払い、保険料等充当交付金の交付を行うため、保険料等充当交付金勘定の積立金は、引き続き保障勘定において設置。)



# 自動車損害賠償保障事業特別会計 歳入歳出予算・決算額

(単位:百万円)

保障勘定	17年度決算	18年度予算
●歳入	73,988	70,699
賦課金収入	2,899	2,943
他勘定より受入	465	532
雑収入	1,646	1,349
前年度剰余金受入	68,978	65,875
●歳出	7,664	8,033
保障費	5,454	5,249
業務取扱費	1,331	1,399
保障業務委託費	879	885
予備費	0	500
<b>自動車事故対策勘定</b>	<b>17年度決算</b>	<b>18年度予算</b>
●歳入	16,485	16,563
積立金より受入	11,578	12,090
雑収入	4,907	4,473
●歳出	16,105	16,563
独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	9,005	8,689
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金	826	830
自動車事故対策費	5,964	6,698
保障勘定へ繰入	310	346
<b>保険料等充当交付金勘定</b>	<b>17年度決算</b>	<b>18年度予算</b>
●歳入	195,588	90,868
再保険料及保険料収入	3	0
積立金より受入	195,396	90,637
雑収入	189	231
●歳出	195,497	90,868
保険料等充当交付金	102,687	48,800
再保険及保険費	92,654	38,882
保障勘定へ繰入	155	186
予備費	0	3,000
<b>各勘定合計</b>	<b>17年度決算</b>	<b>18年度予算</b>
●歳入	286,061	178,130
●歳出	219,266	115,464

※ 単位未満四捨五入のため合計額は一致しない

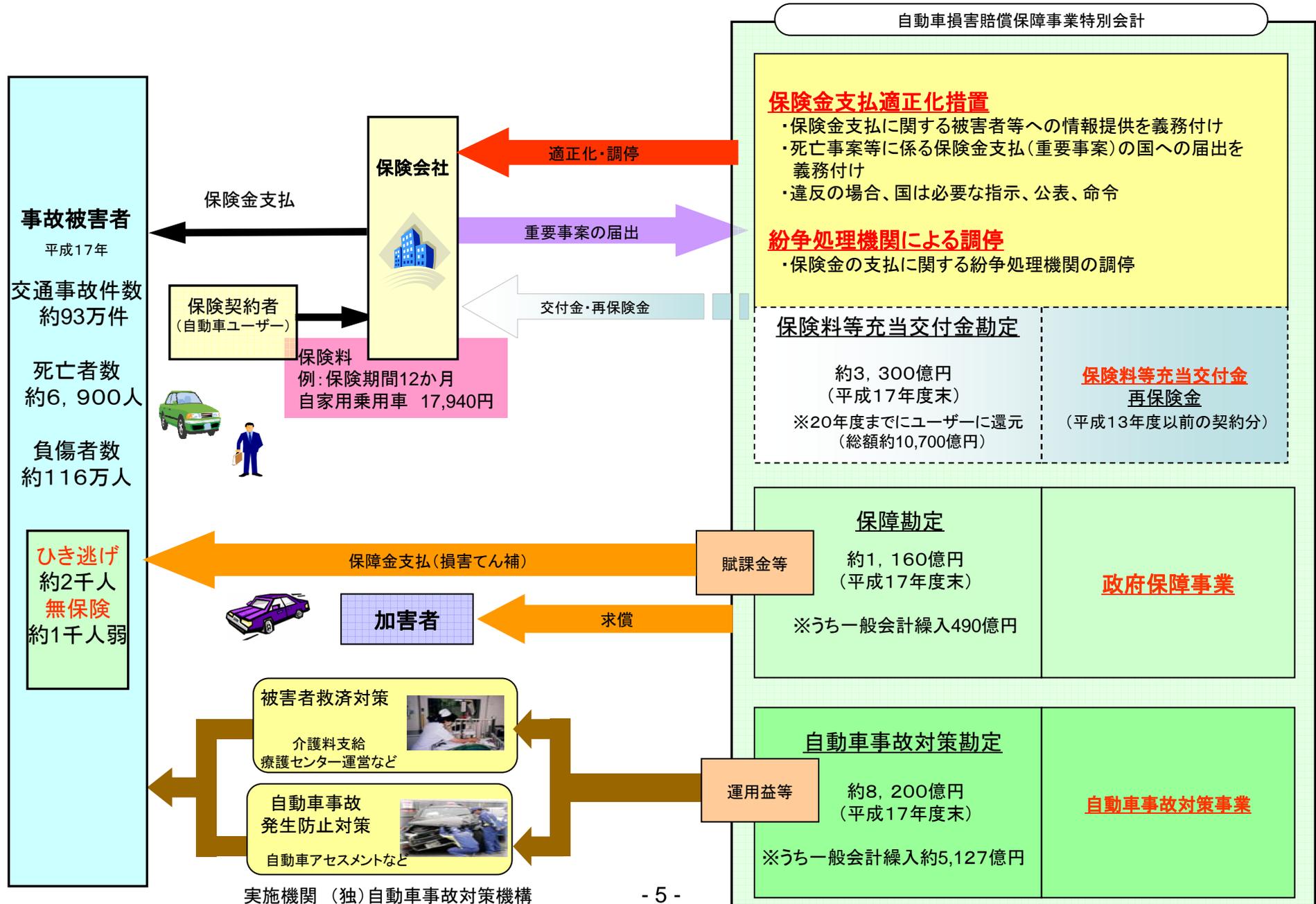
## 自動車検査登録特別会計 歳入歳出予算・決算額

(単位:百万円)

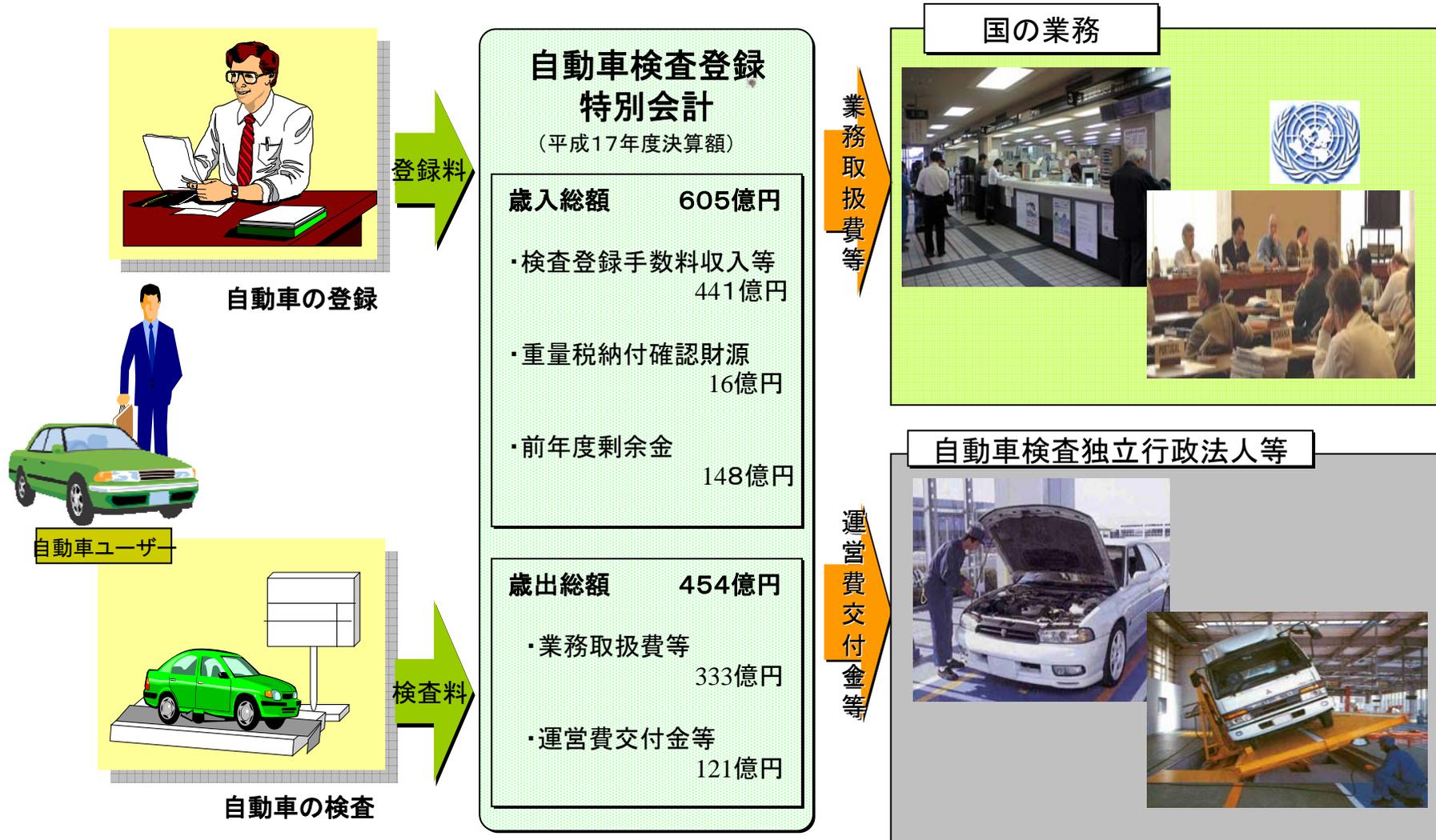
	17年度決算	18年度予算
●歳入	60,475	59,907
検査登録印紙収入	43,605	41,883
検査登録手数料収入	16	854
一般会計より受入	1,645	1,528
独立行政法人交通安全環境研究所納付金収入	-	160
雑収入	472	1,394
前年度剰余金受入	14,738	14,088
●歳出	45,373	47,410
業務取扱費	32,482	34,001
施設整備費	783	1,034
独立行政法人交通安全環境研究所運営費	811	931
独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	216	194
自動車検査独立行政法人運営費	8,934	8,922
自動車検査独立行政法人施設整備費	2,147	1,929
予備費	-	400

※ 単位未満四捨五入のため合計額は一致しない

# 自動車損害賠償保障事業特別会計の仕組み



# 自動車検査登録特別会計の仕組み



○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（平成十八年法律第四十七号）

第二章 第三節 特別会計改革

（趣旨）

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進されるものとする。

2 前項の改革に当たっては、平成十八年度から平成二十二年度までの間において、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減その他の措置により、財政の健全化に総額二十兆円程度の寄与をすることを目標とするものとする。

（特別会計の取扱いの原則）

第十八条 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き、行わないものとする。

2 政府は、平成二十三年四月一日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。

（法制上の措置等）

第十九条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、政府は、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

（自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計の見直し）

第三十一条 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計は、平成二十年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2 前項前段の統合の後の特別会計において経理される事務及び事業については、当該統合の後において、その性質に応じ、一般会計において経理される事務及び事業への移行又は独立行政法人への移管について検討するものとする。